相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道伊達市梅本町四四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤谷　ミツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

事務所北海道伊達市梅本町四番地二　ＪＣＧビル二階　相続財産管理人　齋藤　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市桜ヶ丘四丁目三番地、最後の住所青森県八戸市吹上三丁目六番四五号コーポラス大向一〇一号　被相続人　亡　石倉　克広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

青森県八戸市番町三番地　ＮＣビル六階　相続財産管理人　弁護士　木村　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市東領家三丁目一六番、最後の住所埼玉県川口市東領家三丁目一六番三号第二幸亀ビル二〇二号　被相続人　亡　屋　秋徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

事務所埼玉県さいたま市南区南本町一―五―六小池第五ビル四階―一彩の街法律事務所　相続財産管理人　弁護士　神尾　尊礼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市長野一丁目三五三八番地、最後の住所埼玉県比企郡嵐山町大字古里一八四八番地一　被相続人　亡　木村　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県東松山市箭弓町二丁目一三番六号榎本ビル二階　山下法律事務所　相続財産管理人　山下三佐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県胎内市下館二五九番地、最後の住所新潟県胎内市平木田一七〇二番地一二　被相続人　亡　難波　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

新潟県新発田市新富町二丁目一番一号アルプスワンビル二Ａ　若槻直大法律事務所　相続財産管理人　弁護士　若槻　直大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県中央市下三條九五〇番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉田やすの

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

山梨県甲府市宝二丁目三番四号内田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　清水　厚博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市三本木一丁目二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　臼井　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

事務所岐阜県大垣市丸の内一丁目一〇番地　相続財産管理人　弁護士　長澤　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県裾野市須山二二五五番地八九〇、最後の住所静岡県裾野市須山二二五五番地の八九〇　被相続人　亡　秋山　賢次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

静岡県沼津市吉田町二三番七号　坂部法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂部　利夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県常滑市保示町一丁目一一番地、最後の住所愛知県常滑市保示町二丁目一二〇番地　被相続人　亡　土井　　町

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

愛知県常滑市新開町四丁目三番地弁護士法人山崎法律事務所常滑事務所　相続財産管理人　弁護士　坂　敬裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍金沢市長町一丁目八〇番地、最後の住所京都市中京区御池通高倉西入髙宮町二一六番地グランフォルム御池五〇一号　被相続人　亡　加藤　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

京都市中京区新町通三条上ル町頭町一一二番地菊三ビル二階　相続財産管理人　司法書士　山崎　綾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡玉城町宮古一四三二番地、最後の住所大阪市西成区旭二丁目五番四号寿荘一〇二号　被相続人　亡　松葉　努

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階　相続財産管理人　弁護士　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市戸畑区新池一丁目八番地、最後の住所北九州市戸畑区新池一丁目七番一五号　被相続人　亡　大野　吉則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

北九州市小倉北区室町二丁目二番一八号樽ビル二〇一号　相続財産管理人　弁護士　大年　一彦

任意清算公告

当社は、平成二十八年四月十五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月二十二日

千葉県流山市西平井三八五番地　合資会社サン・エモ　代表社員　澤　みや子

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

平成二十八年四月二十二日

東京都港区芝四―一一―四ハラビルⅡ二階　三菱自動車販売厚生年金基金　代表清算人　河田　守晃